

新旧対照表

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（令和元年6月27日財閥第862号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて	高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて
財閥第862号 令和元年6月27日 <u>改正</u> 財閥第1120号 令和2年12月28日 <u>改正</u> 財閥第657号 <u>令和7年6月30日</u>	財閥第862号 令和元年6月27日 財閥第1120号 令和2年12月28日
<p>標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、令和元年7月1日からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成28年11月1日財閥第1300号）は廃止する。</p>	<p>標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、令和元年7月1日からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成28年11月1日財閥第1300号）は廃止する。</p>
<u>別添</u> 20190606保局第11号 令和元年6月14日 <u>改正</u> 20201218保局第1号 令和2年12月25日 <u>改正</u> 20250609保局第4号 <u>令和7年6月30日</u>	<u>別添</u> 20190606保局第11号 令和元年6月14日 20201218保局第1号 令和2年12月25日
財務省関税局長 殿 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて	財務省関税局長 殿 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

新旧対照表

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（令和元年6月27日財閥第862号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。</p>	<p>高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。</p>
<p>なお、この取扱いについては、令和元年7月1日から実施することとし、これに伴い、平成28年11月1日付20161025商局第5号（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p>	<p>なお、この取扱いについては、令和元年7月1日から実施することとし、これに伴い、平成28年11月1日付20161025商局第5号（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲</p> <p>(1) 本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は<u>エアゾール製品等</u>を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）<u>第2条第5項第8号</u>及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲</p> <p>(1) 本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は<u>当該エアゾール製品等</u>を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては<u>様式第3</u>による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）<u>第2条第3項第8号</u>及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2. (同左)</p>

新旧対照表

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（令和元年6月27日財閥第862号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(別紙1)</p> <p>試験結果等の記入方法</p> <p>1. 告示第1号に係るもの (1) (省略) (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。 ①～③ (省略) ④ 「D」欄には、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。 (3)及び(4) (省略) 2. 及び 3. (省略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>試験結果等の記入方法</p> <p>1. 告示第1号に係るもの (1) (同左) (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。 ①～③ (同左) ④ 「D」欄には、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。<u>以下に「容器保安規則」という。）</u>第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。 (3)及び(4) (同左) 2. 及び 3. (同左)</p>